

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 納税者(ご家族を含む。)が新型コロナウイルス感染症にかかった場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予制度がありますので、西伊豆町役場窓口税務課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

※徴収猶予の申請には、「納付計画」及び「売上の減少がわかるもの」等、事実確認書類の提出が必要です。

猶予を受ける金額や期間により、担保の提供が必要な場合があります。

猶予が認められると

- ▶ 原則、1年以内の期間に限り督促や差押え等の処分の猶予が認められます。
- ▶ 猶予期間中の延滞金の一部又は全部が免除されます。

問合せ先 西伊豆町役場窓口税務課納税徴収係
0558-52-1113